

業務委託契約書

1 委託業務名称 石川県税務総合情報システム更新事業業務委託
2 契約期間 令和 年 月 日から令和10年2月29日まで
3 業務委託料 ￥ . -

うち消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額

￥ . -

消費税等の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づいた額である。

また、本契約期間中の中途において、消費税法等の改正によって、消費税率が改正された場合には、変更契約を締結するものとする。

4 契約保証金額 免除

上記の委託契約業務について、委託者 石川県 と受託者 とは、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者氏名 石川県
石川県知事 馳 浩

受託者住所
氏名

(総則)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、別紙1の「石川県税務総合情報システム更新事業業務委託仕様書及び同仕様書（別冊 機器等編）（以下「仕様書」という。）」及び別紙2の「石川県情報調達共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）」のほか、乙の「石川県税務総合情報システム更新事業企画提案書」に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の契約期間内に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に疑義が生じたときは、委託者（以下「甲」という。）と乙とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、乙は第4条に定める監督員の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、本契約の履行にあたって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を、第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 委託業務の一部を再委託する必要がある場合、乙は、委託業務の着手前に、次の内容を記載した書面により甲に申請し、前項ただし書きの承諾を得るものとする。

- (1) 再委託先
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 乙は、甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先がこれに違反したときは、乙が本契約に違反したものとして、その責任を負うものとする。

(監督員)

第4条 甲は、監督員を定め、書面によりその職及び氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、委託業務の執行状況について調査及び指示する権限を有する。

(秘密保持義務、目的外利用の禁止)

第5条 甲及び乙は、本契約の履行にあたって直接又は間接に知り得た個人情報、機密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項（以下「秘密情報」という。）を外部（甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときの再委託先を除く。）へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、成果品（委託業務の実施過程において得られた記録及びテスト印字帳票等を含む。以下同じ。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による

承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護義務)

第6条 乙は、本契約の履行にあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講ずるとともに、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(共通特記仕様書の遵守)

第7条 乙は、本契約の履行にあたり、共通特記仕様書を遵守しなければならない。ただし、「3 1 運用」中、(2)から(5)までの項番については、適用しない。

(秘密情報等の保護対策、従業者の監督、秘密情報等の複製・持ち出しの禁止)

第8条 乙は、責任者を定めて委託業務に関する甲の秘密情報、情報システム及びネットワーク（以下「秘密情報等」という。以下同じ。）の保護対策を講ずるとともに従業者の監督を行い、その氏名を書面により甲へ通知するものとする。また、責任者を変更するときも同様とする。

- 2 乙は、委託業務の実施にあたって甲の秘密情報等を取り扱う従事者の名簿を甲に通知するものとする。また、従事者を変更するときも同様とする。
- 3 乙は、甲の秘密情報等を複製し、又は、委託業務を実施する事業所内から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 4 乙は、甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、第1項の保護対策及び第2項の名簿は再委託先を含めたものとしなければならない。

(秘密情報等の取り扱いに関する定期報告)

第9条 乙は、委託業務に係る甲の秘密情報等の取り扱いに関して、複製、使用、返却及び廃棄の経過を記録し、甲に対し定期的に書面による作業報告として提出しなければならない。

(委託業務の進捗状況等の報告)

第10条 乙は、委託業務の進捗状況等の内容を書面等により、甲乙協議して定めた時期までに報告しなければならない。

(委託業務の経理)

第11条 乙は、委託業務の経理の状況を独立した帳簿に明確に記載し、委託業務の経理を厳正に行わなければならない。

(秘密情報等の返却又は破棄)

第12条 乙は、本契約が終了し又は解除された後並びに甲の要請があったときに、委託業務に関する甲の秘密情報等（甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときの再委託先を含む。以下同じ。）を甲へ返却しなければならない。

- 2 乙は、本契約が終了し又は解除された後並びに甲の要請があったときに、乙の情報システム内に保持する甲の情報を消去したうえで、その旨を証する書面を甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、やむを得ず、前項の消去を行う前に甲の情報の保持に用いる情報システムを構成する機器を廃棄するときは、情報漏えいがないよう厳重なる注意をもって破棄したうえで、その旨を証する書面を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、再委託先に関する第2項及び前項に規定する書面について、乙が甲に提出するものとする。

(従事者に対する教育)

第13条 乙は、委託業務の従事者全員に対して、以下の事項に関する教育を実施しなければならない。また、委託業務の従事者を変更する場合、新たな従事者に対し同様の教育を実施しなければならない。

- (1) 個人情報の保護
- (2) 情報セキュリティ対策
- (3) その他、本契約に定める遵守事項

- 2 乙は、甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、委託業務を実施する再委託先における従事者に対し、前項に定める教育を実施するものとする。

(秘密情報等の管理に関する監査)

第14条 甲は、甲の秘密情報等に係る乙の管理の実施状況について、乙の施設内において隨時、調査できるものとする。

- 2 甲は、乙が甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、甲の秘密情報等に係る乙の管理の実施状況について、再委託先の施設内において隨時、調査できるものとする。
- 3 甲は、前二項に規定する調査を実施するにあたり、当該調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合を除き、事前に乙に通知するものとする。

(情報セキュリティ事故)

第15条 乙は、甲に対し情報セキュリティ事故発生時の緊急連絡先を明記した書類を提出しなければならない。

- 2 乙は、本契約の履行にあたり、情報セキュリティ事故が発生したときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、以下の事項について調査を実施し、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。
 - (1) 当該事故に関わる秘密情報等の内容及び件数
 - (2) 事故の発生場所及び発生状況
 - (3) 原因、影響範囲
 - (4) 回復方法、再発防止策
- 3 情報セキュリティ事故が発生した場合、甲は必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができるものとする。
- 4 乙が甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託する場合、再委託先における情報セキュリティ事故について、乙が、第1項に規定する書類の提出、第2項に規定する通知及び報告を行うものとする。

(損害賠償の義務)

第16条 乙(甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは再委託先を含む。)の故意又は過失を問わず、乙が本契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。また、第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。

(成果品の開示の禁止)

第17条 乙は、本契約の成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第18条 乙は、委託業務について特許権その他第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(知的財産権の保護)

第19条 乙は、納入される成果品に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれているときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、乙は、当該契約等の内容について事前に甲の承諾を得ることとし、甲は、既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用できるものとする。

2 乙は、委託業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じたときは、当該紛争の原因が甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任及び負担において一切を処理しなければならない。この場合、甲は、当該紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、乙は、必要な範囲で訴訟上の防衛を甲のために講じなければならない。

(著作権の譲渡等)

第20条 乙は、第24条第6項(第28条第4項、第29条第2項、第31条第2項、第32条第4項及び第33条第2項において準用する場合も含む。)に規定する引渡しをもって、成果品に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利)及び意匠権等すべての権利(乙又は第三者が従前から著作権を有している場合を除く。)を甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、成果品に係る著作権その他の権利について第三者と紛争が生じたときは、乙の責任と費用負担において解決するものとする。

3 乙は、甲に著作権を譲渡し、又は甲に著作権法に基づく利用が許諾された成果品に関し、著作人格権を、甲及び甲が指定する者に対して行使しないものとする。

4 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、第1項の引渡しを受けた成果品を改変できるものとする。

(委託業務の調査等)

第21条 甲は、必要と認めるときは、委託業務に関して乙に説明若しくは報告を求め、又は調査を

することができるものとする。

2 乙が甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、甲は委託業務に関して再委託先に報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(委託業務内容の変更等)

第22条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、業務委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、委託業務について仕様書に不備、不測の支障の発生及びその他正当な理由があるときは、理由を記した書面により直ちに甲に対し委託業務の内容の変更を請求することができるものとする。この場合において、契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(違約金及び遅延利息)

第23条 乙が正当な理由なく契約期間内に委託業務を完了することができないときは、業務委託料に対し、期限の翌日から完了をする日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払うものとし、この違約金は甲が乙に支払う契約対価の支払の際これを徴収するものとする。

2 甲が正当な理由なく第25条及び第26条第3項の規定による業務委託料の支払期限を遅延したときは、支払金額に対し、支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

3 第2項の規定により計算した違約金又は遅延利息の額が百円未満であるときは、その支払いを要せず、その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(各会計年度ごとの業務委託料、検査及び引渡し)

第24条 本契約における各会計年度ごとの業務委託料については、次のとおりとする。

会計年度区分	業務委託料	うち消費税等
令和7年度	¥ . -	¥ . -
令和8年度	¥ . -	¥ . -
令和9年度	¥ . -	¥ . -
合計	¥ . -	¥ . -

2 乙は、各会計年度区分ごとの委託業務の執行を完了したときは、その結果を記載した執行結果報告書（以下「報告書」という。）を遅滞なく甲へ提出しなければならない。

3 甲は、前項の報告書を受けたときは、委託業務の結果を確認するための検査を行わなければならない。検査の結果、適当と認めたときはこれを受理するものとする。

4 前項の検査の結果、甲から期限を指定して補正を命ぜられたときは、乙は、自己の負担でその指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、第3項の規定を準用する。

5 乙は、第3項の規定による受理が行われたときは、甲に対して委託料精算請求書を提出するものとする。

6 乙は、第3項の規定による受理が行われたときは、遅滞なく成果品を甲に引渡すものとする。

(業務委託料の支払)

第25条 甲は、前条第5項の規定により乙から適法な委託料精算請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を乙に支払わなければならない。

(業務委託料の前金払)

第26条 乙は、令和8年度以降において、第24条で定める各会計年度ごとの業務委託料の10分の3を限度として、委託料の前金払を甲に請求することができるものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲に委託料前金払請求書を提出しなければならない。

3 甲は、前項の定めにより、乙から適法な委託料前金払請求書を受理した場合は、15日以内に前金払を支払わなければならない。

(危険負担)

第27条 第24条第6項（第28条第4項、第29条第2項、第31条第2項、第32条第4項及び第33条第2項において準用する場合も含む。）の規定による成果品の引渡し前に生じた損害、その他委託業務の処理に関する生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(甲の催告による解除権)

第28条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができるものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があつても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 契約期間内に完了しないとき又は契約期間後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第35条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、甲は、乙に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は、必要があるときは、既済部分の引渡しを乙に請求することができるものとする。この場合において、甲は、その既済部分に対する業務委託料相当額を支払うものとし、支払額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 前項の場合、第24条及び第25条の規定を準用する。

5 第3項の場合において、第26条の規定による前金払があつたときは、当該前金払額を、第3項に規定による支払金額から控除するものとする。ただし、この場合において、受領済みの前金払になお余剰があるときは、乙は、その余剰金に、前金払の支払日から返還までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した違約金を付して甲に支払うものとする。

(甲の催告によらない解除権)

第29条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が甲の承諾なく本契約により得た権利又は義務を他人に委任又は譲渡したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合、第28条第2項、3項、4項及び5項の規定を準用する。

(甲の責めに帰すべき事由による解除権)

第30条 前二条各号に掲げる事項が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができないものとする。

(乙の催告による解除権)

第31条 乙は、甲が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができるものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により契約が解除された場合、第28条3項、4項及び5項（違約金に関する部分を除く。）の規定を準用する。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

3 第1項の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができるものとする。

4 第1項の規定により契約が解除された場合、第28条第2項、3項、4項及び5項の規定を準用する。

(不正行為に係る契約解除)

第33条 甲は、乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(4) 乙について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合、第28条第2項、3項、4項及び5項の規定を準用する。

(不正行為に係る賠償の予約)

第34条 乙は、本契約に関して前条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前条第1号又は第2号に該当する場合であって、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要があると認めるとき。

2 乙は、本契約に関して、前条第3号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 前条第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適

用があるとき。

(2) 前条第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 甲は、甲に生じた実際の損害額が第1項及び第2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができるものとする。

4 前3項の規定は、乙が契約を履行した後においても適用する。

(契約不適合責任)

第35条 甲は、納品された成果品について、機能のほか、品質及び数量等に関する本契約書及び仕様書の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、その瑕疵の修補等による履行の追完を請求することができるものとする。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるものとする。

2 前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができないものとする。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができるものとする。ただし、履行の追完が不能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができるものとする。

4 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができないものとする。

5 乙は、第1項の規定により履行の追完を行ったときは、直ちに報告書を提出し、第24条第3項に規定する甲の検査を受けるものとする。また、履行の追完に必要な経費はすべて乙の負担とするものとする。

(契約不適合責任期間)

第36条 乙の契約不適合の場合において、甲がその契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかつたときはこの限りではない。

(専属的管轄裁判所)

第37条 本契約に関連して甲と乙の間に生じる一切の紛争は金沢地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第38条 本契約の条項又は本契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。